

役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人恵和福祉会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づく役員（理事及び監事）の報酬及び役員等（理事及び監事ならびに評議員）の費用弁償について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員（理事長）に対しては、次のとおり報酬を支給する。

（1）月額 1,000,000円

2 役員（理事長以外の理事）については、報酬は支給しないものとする。

3 役員（監事）に対しては、次のとおり報酬を支給する。ただし、毎年度における報酬の総額は200,000円以内とする。

（1）監事監査の実施 日額 20,000円

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合には、役員及び評議員の費用弁償等支給規程に基づき、費用を弁償する。

（公表）

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。なお、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。また、月額報酬の支給日は、給与規程における常勤職員の支給日に準ずるものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

２ 令和３年６月２７日一部改正